

和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会 内部通報(ヘルプライン)規程

(目的)

第1条 本規程は、和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会(以下「当協議会」という。)における、不正行為による不祥事の防止および早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、および当協議会に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度(「ヘルプライン」と称する。)を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする

(対象者)

第2条 本規程は当協議会に所属するすべての委員および職員に対して適用する。

(通報等)

第3条 当協議会または委員及び職員の不正行為として別表に掲げる事項(以下「申告事項」という。)が生じ、または生じるおそれがある場合、委員及び職員(当協議会が行う事業に直接的または間接的に関係する者を含む。)は、本規程の定めるところにより、通報、申告または相談(以下「通報等」という。)をすることができる。

2 通報等を行った者(以下「通報者」という。)は、本規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、または生じるおそれがあることを知った委員及び職員は、本規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 委員及び職員は、次に定めるヘルプラインの窓口(以下「ヘルプライン窓口」という。)に対し、電話、電子メールまたは直接面談する方法などにより通報等を行うことができる。ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途委員及び職員に通知する。

(1)コンプライアンス責任者

(2)事務局

(3)外部機関(JANPIA資金分配団体等役職員専用ヘルプライン)

2 契約または就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規程は、本規程の定めにしたがって行われる通報等を妨げるものではない。

(ヘルプライン窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

2 通報を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者に対して、通報を受けた日から20日以内に、通報を受けた事項につき調査を行う旨の通知または調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(公平公正な調査)

第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報等の内容(通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報(以下「通報者特定情報」という。))を除く。)を、直ちにコンプライアンス責任者(ただし、当該通報等が責任者の不正行為に係るものである場合には事務局)に報告する。

- 2 通報等に係る事実関係の有無およびその内容に関する調査(以下「通報等調査」という。)は事務局において実施することを原則とする。ただし、事務局が関係する内容の通報等が対象である場合やその他事務局において通報等調査をすることが適切でない場合には、コンプライアンス責任者の指示により、他の部署または担当者に通報等調査をさせ、または法律事務所等、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができる。
- 3 通報等調査は公正かつ公平に行うものとする。
- 4 委員及び職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。
- 5 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含む当協議会の委員及び職員に開示することができる内容およびその範囲について合意し、調査の必要性および状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。委員及び職員は、第1項および第2項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行うことはできないものとする。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合その他止むを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(調査結果の通知等)

- 第7条 通報等調査を担当した部署(以下「調査担当部署」という。)は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに、当該結果を通報等を受けたヘルプライン窓口、コンプライアンス責任者に対し通知するものとする。ただし、通知等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害にならないよう、十分に注意するものとする。
- 2 ヘルプライン窓口は、通知等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象になった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害にならないよう、十分に注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

- 第8条 コンプライアンス責任者または通報等の対象となった業務の執行を担当する責任者は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちに企画運営会議に報告するとともに、事実関係の調査を行い、または当該不正行為を中止するように命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発または再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取り扱いにおいて、通報等、通報者への協力および通報に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。
 - 3 コンプライアンス責任者は、通報等調査の結果およびこれに対する対応の概要(ただし、通報者等の氏名を除く。)を、速やかに企画運営会議において報告するものとする。
 - 4 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

(情報の記録と管理)

- 第9条 通報等を受けたヘルプライン窓口および調査担当部署は、通報者等の氏名(匿名の場合を除く)通報等の経緯、その内容および証拠等を、部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第5項の規定に基づき許容される範囲を超えて提示されることの内容に留意するものとする。

- 2 通報等を受けたヘルプライン窓口、調査担当部署または企画運営会議に關与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に關して秘密を保持しなければならず、第6条第2項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、または遺漏することを防止する措置を講じるものとする。
- 3 委員及び職員は、ヘルプライン窓口または調査部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第10条 当協議会の委員及び職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したことまたは通報等に基づく調査に積極的に關与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分または措置を行ってはならない。

(懲戒等)

- 第11条 個人に關する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第9条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、もしくは遺漏した場合、委員及び職員が通報者等の氏名等通報者等に關する情報の開示を求めた場合または前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。
- 2 懲戒処分の内容は、けん責、職務停止、退会の勧告、除名とする。
 - 3 前項の懲戒処分は、企画運営会議の決定を受けて代表がこれを行う。

(内部通報制度に關する教育)

第12条 当協議会は、委員及び職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に關する研修を定期的に行い、職員は係る研修を積極的に受講するものとする。

附 則

本規程は、2024年6月1日から施行する。

附 則

本規程は、2024年6月23日から施行する。

(別表)

本規程において、不正行為として申告できる事項は次の事項とする。

- 1 法令または定款に違反する行為
- 2 委員及び職員または取引先その他利害關係者の安全または健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他の当協議会の内部規約に違反する行為(ただし、人事上の処遇に關する不満を除く)
- 4 当協議会の名譽または社会的信用を侵害し、または低下させるおそれのある行為
- 5 その他当協議会、委員及び職員または取引先その他利害關係者に重大な損害を生じるおそれのある行為